

龍ヶ崎市立長戸小学校及び城ノ内小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 龍ヶ崎市立長戸小学校及び城ノ内小学校(以下「統合対象校」という。)の統合を円滑に推進するため、龍ヶ崎市立長戸小学校及び城ノ内小学校統合準備委員会(以下「統合準備委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 統合準備委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 学校運営及び学校行事等に関すること。
- (2) 通学体制に関すること。
- (3) P T A組織運営に関すること。
- (4) 統合に向けての交流事業及び記念事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、統合に関し必要な事項

(組織)

第3条 統合準備委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 統合対象校の児童の保護者
- (2) 統合対象校の校長、教頭及び教職員
- (3) 統合対象校の学区の区域の住民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による協議が終了する日までの間とする。

2 教育委員会は、前項の任期中に委員が欠けたときは、当該欠けた委員に相当する委員を新たに委嘱し、又は任命するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 統合準備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、統合準備委員会の会務を総理し、統合準備委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 統合準備委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事において議決する必要があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 統合準備委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 統合準備委員会は、出席委員の過半数が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 統合準備委員会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、統合準備委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による協議が終了次第、その効力を失う。